

寒川建設業協会との災害応急対策に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と寒川建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における応援職員の協力及び応急対策に必要な資材、機材の調達について次のとおり協定する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時における応急対策を実施するため、乙所属の建設業者応援職員の協力が必要であると認めたときは、乙に対し、応援職員の協力及び資材、機材の調達を要請するものとする。

（協力の範囲）

第2条 協力の範囲は、応急仮設住宅の建設及び公共施設の応急修理、緊急道路の確保、道路障害物の除去等の作業及びこれに要する資材、機材の調達とする。

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条に規定する応援職員等の協力を要請するときは、災害の状況及び場所、応急対策の内容、応援職員の数並びに資材、機材の調達について文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請を行い、事後速やかに当該文書を送付するものとする。

（応急対策の協力）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに応援職員を出動させ、資材、機材を調達し、甲の指示に従い、応急対策に協力させるものとする。ただし、甲の指示が受けられない場合は、応援職員自ら甲の要請に基づいて応急対策を実施するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、前条に規定する応急対策が完了したときは、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 応急対策の実施場所及び内容
- (2) 応援職員の氏名及び従事時間
- (3) 応急対策に使用した資材、機材の種別及び数量並びに稼働時間
- (4) その他町長が必要と認めた事項

（経費負担）

第6条 第4条に規定する応急対策の協力及び資材、機材の調達に係る経費は、甲が負担するものとし、乙の正当な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請により出動した応援職員が応急対策に協力中、災害を受けた場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は、寒川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年寒川町条例第26号）に基づいて甲が補償するものとする。

（その他）

第8条 この規定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

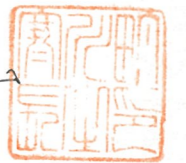
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成9年1月17日

甲 寒川町宮山165番地

寒川町

寒川町長 夜海賢一



乙 寒川町宮山923番地7

寒川建設業協会

会長 中澤和己

